

地域サテライトオフィス整備推進事業

新たな生活様式の普及・定着が求められる中、国民が新しい働き方環境を享受できるようにするべく、民主導ではにわかに整備が進みにくい地域においてサテライトオフィス整備を促すために、テレワークを安心して行うことができる「場」のモデルとなるサテライトオフィス整備を行おうとする地方公共団体等に対して助成を行う。

助成措置の内容

1. 内容

一定のセキュリティ水準を確保したサテライトオフィスの整備に係る事業に対し助成を行う。

2. 補助対象者

他人の用に供するサテライトオフィスの整備を行う地方公共団体
(都道府県並びに特別区、指定都市及び中核市を除く。)

又は、地方公共団体を1以上含むコンソーシアム

3. 補助率

事業費の1/2補助(補助額上限2,000万円)



- ・新しい生活様式下における新しい働き方を実現する「場」のモデルとして整備を支援
- ・本整備事業を呼び水として、地域偏在性を解消し、国民が地域によらず新しい働き方環境を享受できる社会環境の整備を促進